

令和5年台風第13号に伴う災害に係る被災者生活再建支援法の適用について

令和5年台風第13号に伴う災害により、下記の2市において被災者生活再建支援法の適用基準を満たしましたので、同法の適用を決定しました。

また、同法の適用は中規模半壊世帯以上となっておりますので、半壊世帯や2市を除く市町村については、茨城県被災者生活再建支援補助事業において支援してまいります。

※災害救助法における応急修理との違い

災害救助法は被災者が早期に日常生活を送れるように必要最低限の部分を修理するのに対し、被災者生活再建支援法は被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

記

○被災者生活再建支援法適用市町村

| 該当市町村 | 発生日 | 適用基準 |
|-------|------|---------------------|
| 高萩市 | 9月8日 | 被災者生活再建支援法施行令第1条第1号 |
| 北茨城市 | 9月8日 | 被災者生活再建支援法施行令第1条第1号 |

(参考) 被災者生活再建支援法の適用

(1) 適用基準 (被災者生活再建支援法施行令第1条第1号)

災害救助法施行令第1条第1項第1号を満たす被害が発生した市町村における自然災害

※高萩市の人口 27,699人 (令和2年国勢調査による) の場合

人口15,000人以上30,000人未満であることから滅失50世帯以上で第1号に該当。

※北茨城市の人口 41,801人 (令和2年国勢調査による) の場合

人口30,000人以上50,000人未満であることから滅失60世帯以上で第1号に該当。

(「滅失1世帯」=全壊1世帯=半壊2世帯=床上浸水3世帯)

(2) 支給額

| 区分 | 基礎支援金 (住宅の被災区分に応じて支給) | 加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給) | | 計 |
|----------|--------------------------|--------------------------|-------|-------|
| | | | | |
| 全壊 解体 | 100万円 | 建設・購入 | 200万円 | 300万円 |
| | | 補修 | 100万円 | 200万円 |
| | | 賃借 (公営住宅除く) | 50万円 | 150万円 |
| 大規模半壊 | 50万円 | 建設・購入 | 200万円 | 250万円 |
| | | 補修 | 100万円 | 150万円 |
| | | 賃借 (公営住宅除く) | 50万円 | 100万円 |
| 中規模半壊 | — | 建設・購入 | 100万円 | 100万円 |
| | | 補修 | 50万円 | 50万円 |
| | | 賃借 (公営住宅除く) | 25万円 | 25万円 |

【問い合わせ】

防災・危機管理課 総務・危機管理担当 小林 瀧

TEL: 029-301-2879